

新規許可事業者の初回巡回指導について

日頃より適正化事業実施機関の巡回指導に、ご理解とご協力を戴き感謝申し上げます。

平成27年6月以降に事業申請を行い、新規許可を受けた営業所に対する適正化実施機関による初回の巡回指導が運輸開始の届出後1ヶ月以降3ヶ月以内に短縮されました。（従来は運輸開始後6か月以内）また許可基準を逸脱するような悪質な事業計画（営業所及び車庫）違反が疑われる営業所については運輸支局に報告することになります。

営業開始時から法令等を順守し適正な管理が実施されるよう、該当営業所には巡回指導の通知と共に別紙「巡回指導時の調査項目及び改善のポイント」を送付致します。

巡回指導を受けられる営業所の責任者は、各々の項目について自店の実施状況を確認し、適正でない項目については巡回指導実施日までに改善（手続き及び実施）をお願い致します。

不備・不足により指摘事項が多い場合は、2年連続して巡回指導を行うこととなります。

- 既存の営業所にあっても巡回指導前に各項目の管理状況を確認して下さい。
- 通知内容等についての問い合わせは適正化事業部までお願い致します。

宮城県貨物自動車運送適正化事業実施機関 （公社）宮城県トラック協会

TEL : 022-788-0223 FAX:022-237-5290